「観光需要回復緊急特別対策事業」
企画・運営業務委託　仕様書

1　業 務 名

「観光需要回復緊急特別対策事業」企画・運営業務

2　事業目的

新燃岳の噴火等に加え，一連の大雨の影響を踏まえ，県内での宿泊を伴う旅行の　割引を実施することで本県の観光振興を図る。

3　履行期限

令和８年３月 31 日（火）

4　業務概要

受託者は，本事業に参画する宿泊施設，旅行会社，ＯＴＡ（以下「参画事業者」という）が販売する鹿児島県内での宿泊を伴う旅行商品（以下「対象旅行商品」という）の割引に対して補助金を交付する。

(1) 参画事業者（補助対象事業者）

参画事業者は，下表のいずれかに該当する者のうち，本事業に参画登録を行った者とする。

事業者区分	参画事業者の要件	事業者数（想定）
県内宿泊施設	・　旅館業法の規定により旅館業の許可を受けた者のうち，同法の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者 ・　県内に所在する宿泊施設を運営するもので，住宅宿泊事業法により住宅宿泊事業を営む旨の届け出をした者 ※　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。	730
県内に事業所がある旅行会社 （実店舗）	旅行業法に基づく ・　第１種・第２種・第３種の旅行業者 ・　地域限定旅行事業者 ・　旅行業者代理業者	80
ＯＴＡ（無店舗）	・　インターネット上のみで取引を行う旅行業者で，日本国内に法人格を有する者	10

※　参画事業者数は想定であり，募集の結果，変動があり得る。

(2) 割引の内容

対象旅行商品の 20％を割り引く（割引上限 5,000 円）

(3) 割引対象期間・旅行商品販売期間

令和７年 12 月１日（月）～令和８年２月 28 日（土）

(4) 留意事項

① 参画事業者は，対象旅行商品の販売に際しては，補助事業であることを明らかにするとともに，本来の価格と割引後の価格を明示し，その差額が助成（補助金）であることを利用者が明確に認知できるようにすること。また，換金性の高い商品とならないようにすること。

② 事務局は，割引分を予め上乗せし，本来の価格が不当に設定されることにより，需要創出支援の趣旨を逸脱した販売されないよう，参画事業者に周知するとともに，そうした事実が確認された場合は厳正に対処すること。

③ 県内市町村等が実施する他の旅行割引事業との併用は可とする。ただし，他の旅行割引事業を適用後，本事業の割引を行うこと。

④ 県が実施する他の旅行割引との併用は不可とする。

⑤ 無断キャンセルされたものについては割引の対象外とする。

⑥ 鹿児島県を含む複数の都道府県にまたがった宿泊を伴う旅行商品に対する割引等を実施する場合には，原則，鹿児島県での宿泊数に応じた割引を行うものとする。

【事業スキーム】

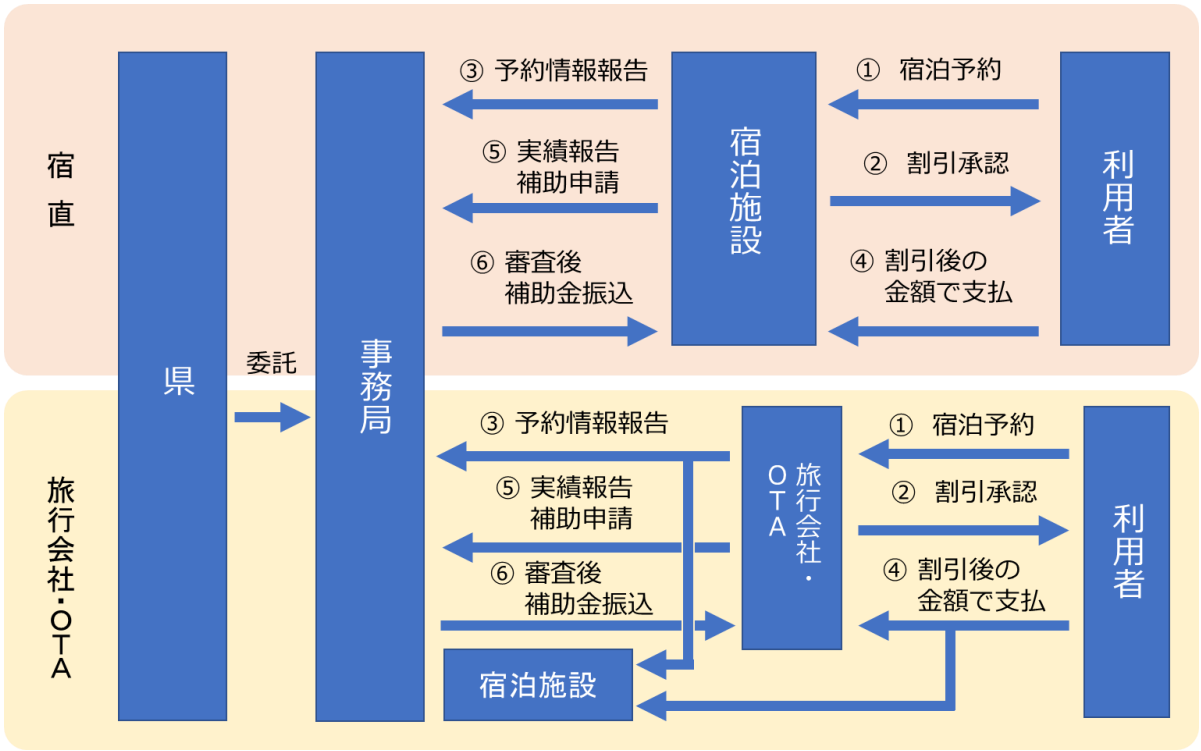

5 業務内容

(1) 旅行代金割引業務の実施運営

事務局は，参画事業者に対し，予算の範囲内において，旅行代金からの割引額を補助金として交付する。

① 参画事業者の募集・登録・管理等

ア ４の表に掲げる事業者に対して，本事業の内容を効果的に周知し，参加を募集すること。

イ 本事業への参画登録に係る申請要領，申請書式等を作成し，配布すること。

ウ 登録した事業者の一覧表を作成し，内容に変更が生じた場合，その都度更新を行うこと。

② マニュアルの作成業務

４の表に掲げる事業者区分毎に業務マニュアルを作成し，参画事業者に配布すること。
また，事業内容の変更が生じた場合等，その都度マニュアルの改訂を行うこと。

③ 補助金（割引原資）の配分・審査・交付等

ア 本事業の割引・補助金交付に係る要綱（申請書式を含む。）を作成し，参画事業者に配布すること。

イ 参画事業者からの申請書を受理し，内容を精査の上，割引原資の配分額を決定すること。
なお，変更申請があった場合は，その内容を精査し，配分額を変更決定すること。

ウ 参画事業者における割引の執行状況について管理すること。

エ 参画事業者からの実績報告等を受理し，内容を精査の上，割引（補助金）交付額を確定すること。

オ 参画事業者からの請求書を受理し，振込を行うこと。

④ 不正防止等

以下について，参画事業者に周知徹底すること。
また，事務局は取引先等の関係者を優遇することのないようにすること。

ア 本事業は，国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であり，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）により，不正の手段を行った者に対しては罰則が設けられていることに留意すること。

イ 不正受給が発覚した場合は，鹿児島県と協議の上，対象事業者名を公表し，対象事業者に返還請求を行うとともに，捜査機関に通報すること。

(2) プロモーション・情報発信

本事業は全国を対象に実施するものであり，より多くの人に利用されるよう，専用のウェブサイトを構築するとともに，チラシ，ＳＮＳなど，各種媒体を活用して効果的なプロモーション・情報発信を行うこと。
なお，ウェブサイトは，利用者及び参画事業者の双方を想定した内容とすること。

(3) スケジュール作成・事務局の設置

① 事業の遂行スケジュールを作成すること。また，本事業を実施する事務局を設置し，業務を行う人員の確保を行うこと。

② 事務局は，鹿児島市内に設置するものとし，設置費用（事務所賃料・敷金，机・椅子・棚などの什器，固定電話，携帯電話及びインターネット回線使用料，光熱費，パソコン，複合機，シュレッダー等の費用）及び原状回復費用については受託者負担とすること。

③ 事務局専用のメールアドレスを設けること。

(4) コールセンターの運営

① 契約後，速やかにコールセンターを開設し，本事業に関する全ての問合せに対応すること。
なお，本事業に関する問合せがコールセンター以外の連絡先（ＰＲ観光課等）に対して行われることのないよう，コールセンターの周知に当たっては，必要な措置を講じること。

② 専用回線を設け，必要な回線数と人員を確保すること。

③ 問合せ内容及びその回答については，随時Ｑ＆Ａとしてウェブサイトに掲載すること。

④ 問合せ対応簿を作成し，ＰＲ観光課へ定期的に報告を行うこと。

⑤ 開設時間は毎日 9:00 から 17:00（土日祝日を含む。）までとする。

⑥ 開設期間は，令和７年 11 月上旬～令和８年２月 28 日（土）までとする。

(5) 効果検証に関する業務

① 本事業の効果測定を行うこと。(アンケート等)

② 効果測定は，分析能力を有している者が行うこと。

③ 経済効果を数値で表すこと。

(6) 各業務に掛かる留意事項

① 事務局は，利用者や参画事業者からの問合せに対し，丁寧に対応すること。

② 本事業には，多数の事業者が参画することが見込まれることから，これらの事業者に過度の負担がかからないよう工夫し，円滑に手続が行える環境を整備すること。

③ 事業効果を高めるため，鹿児島県が実施する他の需要喚起策等との連携を十分に図ること。

④ 受託者が，再委託することにより，本事業の効率的・効果的な執行に資すると思われる場合は，鹿児島県と協議の上，その一部を再委託することができる。

6 予 算 額

(1) 割引原資額（直接経費） 726,700 千円以内

※ 割引に対する交付額が上限に達しない場合であっても，当該差額を下記(2)に掲げる運営事務費（間接経費）に追加充当することはできない。

(2) 運営事務費（間接経費） 94,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

① 運営事務費の見積りに当たっては，令和８年３月 31 日までに精算・実績報告を完了することを前提とし，それまでの期間必要となる事務局運営のための人件費・システム利用費（期間に比例），振込件数（月次頻度，対象者数に比例）等を想定した上で，別添見積書の記載項目に準じて算出すること。

② 参画事業者及び利用者に対して，本事業への参画・利用に当たって特別の金銭負担を求めないこと。

7 成果物の作成

事業実施報告書をＡ４カラー冊子２部及び電子媒体（ＣＤ又はＤＶＤ）１枚により提出すること。

※ 本業務で作成された成果物の著作権（財産権）は，鹿児島県に無償で譲渡すること。

※ 事業実施報告書は Microsoft Word，Microsoft Excel，Power Point 等で編集可能ないずれかの

ファイル形式及びＰＤＦ形式の両方で提出すること。

８　そ の 他

本業務に係る経費については，帳簿及び全ての証拠書類を備え，他の経理と明確に区分して整理し，その収支の状況を明らかにすること。

なお，帳簿及び全ての証拠書類は５年間保管すること。